

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 25 日

年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間に、A社より支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる賞与明細書を提出するので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の賞与明細書により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、昭和30年にB社に入社したのち、転勤命令を受け、新しくできた同社C支店に勤務していた。時期は定かではないが、同社C支店はA社に社名を変更したことを記憶している。

しかし、勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が保管するA社の給料支払明細書により、申立人が、申立期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額により、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚10人全員が、申立期間においても勤務していたと供述していることから、当該事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所に該当する事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和24年10月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月20日から同年10月1日まで

私は、A社B工場に入社後、退職するまで継続して同工場の分工場であるC現場に勤務したが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

長い期間会社を休んだ覚えは無く、厚生年金保険料も控除されていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年7月16日から24年9月30日までA社B工場C現場において製造に従事し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録では、同年6月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人が所持する当時の日記及び元同僚の供述から、申立人が申立期間においても継続して同社B工場C現場に勤務していたことが認められる上、同日記に記載されている申立期間における厚生年金保険料額は、当時の保険料率から計算される厚生年金保険料額に合致している。

また、同社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿からは、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の記録は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和24年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、申立期間においてA社に勤務したが、年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、被保険者記録が無いと回答された。

給与明細書等の資料は無いが勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、時期は不明であるが申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成 14 年 2 月 28 日に適用事業所でなくなっており、事業主は既に他界していることから、申立人の申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人が名前を挙げた元同僚が記憶している当時一緒に働いた別の元同僚について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「名簿」という。）を確認したが、名簿に名前は確認できない上、申立人及びその妻の国民年金被保険者記録を見ると、申立期間は夫婦ともに国民年金に加入しており、国民年金保険料を全て納付済みであることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 28 日から同年 10 月 22 日まで
私は、昭和 31 年 10 月から 33 年 4 月に地元に帰るまでの間、継続して A 県の B 社組合（現在は、C 社組合）に季節労働者として勤務した。
しかし、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間が無かった。
給与明細書等の資料は無いが、間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社組合に申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況について照会したが、「当組合は、昭和 47 年 9 月に B 社組合を含む近隣の 9 組合が合併し、設立された。設立前の書類については、保存年限経過のため廃棄済みである。」と回答しており、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人が申立期間において一緒に勤務したとして名前を挙げた元同僚及び申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある複数の元同僚に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の記録は無い上、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、昭和 31 年 10 月 25 日資格取得、32 年 4 月 28 日資格喪失、再度、同年 10 月 22 日資格取得、33 年 3 月 27 日資格喪失と記録されており、同記録はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 852

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 29 日から 59 年 1 月 1 日まで

私は昭和 58 年 7 月から同年 12 月まで、A 社で 6 か月の雇用契約の臨時職員として勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、最後の 1 か月が厚生年金保険被保険者期間として反映されていないことが分かった。

間違いなく 6 か月の雇用契約で雇入れされたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社において昭和 58 年 7 月から同年 12 月までの 6 か月間、臨時職員として雇用契約されていたと主張しているが、同事業所から提出を受けた辞令原簿には、「雇用期間 昭和 58 年 7 月 1 日より同年 12 月 28 日まで」と記載されている。

また、当該事業所から提出された被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者記録が、昭和 58 年 7 月 1 日資格取得、同年 12 月 29 日資格喪失と記載されており、同記録はオンライン記録と一致する。

さらに、当該事業所において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者記録があり、申立人と同様に月の途中で資格喪失している二人の元同僚に照会したところ、両人とも「雇用契約期間と年金記録は一致している。」と回答している。

加えて、申立人に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、申立人は、昭和 58 年 7 月 1 日に取得、同年 12 月 28 日に離職と記録されており、同記録はオンライン記録及び事業所から提出された被保険者名簿の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年10月7日から12年1月1日まで
ねんきん定期便をチェックしていたところ、A社に勤務していた期間について、支給されていた給与額に標準報酬月額が見合っていないことに気が付いた。

申立期間は日給1万円であり、休みは日曜だったので、月に大体28万円はもらっていたのに標準報酬月額が低いこと、また、昇降給は無かったにもかかわらず、標準報酬月額が上下していることに納得がいかない。

申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成12年11月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主は所在不明であるため、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立事業所において、申立期間に一部重なる平成3年から7年まで給与計算事務を担当していた者は、「私が勤めていた当時、申立人の仕事は日給月給制であり、勤務した日数に基づき給与計算をしていた。給与台帳等の関係書類は一切残っていないので、これ以上のことは分からない。」と供述している。

さらに、申立人とほぼ同時期に申立事業所に勤務していた同職種の元同僚が提出した当時の給料支払明細書を見ると、労働日数が日曜日を除いた日数と等しいとは必ずしも言えず、同明細書に記載されている給与支給額及び厚生年金保険料控除額は、当該元同僚のオンライン記録の標準報酬月額に見合う額であり、定時決定された標準報酬月額も適正であることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時、申立事業所に勤務していた複

数の元同僚についても、厚生年金保険の標準報酬月額が上下していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが元同僚の取扱いと異なるという事情は見当たらず、申立期間の標準報酬月額について、遡って訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 854

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月頃から39年1月頃まで
私は申立期間においてA市A駅前通にあるB社内にあったC社に勤務していた。
間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするC社について、申立人は、「A市A駅前通のB内に所在していた。」と供述しているところ、申立期間において申立事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在していた記録が無く、管轄する法務局に照会したが、申立事業所に係る商業法人登記の記録も確認できなかった。

また、申立人は、「申立事業所の事業主及び複数の同僚は既に他界している。」と供述しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入については確認することができなかった。

さらに、申立事業所が所在していたとするB社の前代表者に照会したところ、「申立事業所のことは知っているが、個人でやっていたので厚生年金保険には入っていなかったと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 49 年 1 月 1 日から 58 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 58 年 4 月 1 日から 59 年 6 月 1 日まで

私は申立期間①において、A社B工場に工場長として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

申立期間②においては、A社株主総会により同社の常務取締役就任し、同社B工場長と兼務で報酬月額が50万円となり、申立期間③においては、同社の代表取締役就任し、同社B工場長と兼務で報酬月額は100万円となったにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額が大きく異なっている。

申立期間①については、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、申立期間②及び③については、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間①においてA社B工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和44年12月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、一緒に働いていた申立人の妻及び元同僚5人の雇用保険の被保険者記録は、申立人と同様に昭和44年7月1日より加入しているものの同年12月1日付けで厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

A社に係る申立期間②については、申立人は常務取締役であったと供述しているところ、申立人と代表者及び他の役員のオンライン記録の標準報酬月額を比較すると申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が低額であるという事情は見当たらない。

また、当時の事業主は既に他界しており、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

さらに、申立人の事業所別被保険者名簿の記録及びオンライン記録は一致している上、標準報酬月額が遡って引き下げられているなど不自然な点は確認できない。

A社B工場に係る申立期間③については、閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、申立人の標準報酬月額は、同社の資格喪失時の標準報酬月額 22 万円と同額となっている上、事業主である申立人が賃金台帳等を保管していないことから、当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録は一致している上、標準報酬月額が遡って引き下げられているなど不自然な点は確認できない。

さらに、申立期間②及び③において、申立人の主張する報酬月額は、申立期間当時の標準報酬月額の最高等級月額を上回っている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 44 年 10 月から 45 年 4 月まで
③ 昭和 57 年 5 月から同年 10 月まで
④ 昭和 57 年 5 月から 60 年まで
⑤ 平成 2 年 10 月から 3 年 4 月まで
⑥ 平成 12 年 5 月から同年 10 月まで
⑦ 平成 13 年 4 月から同年 9 月まで

私は申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社に、申立期間⑤はE社に、申立期間⑥及び⑦はF社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、同僚の供述から時期及び期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、当該事業所に申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について照会したところ、「当時の資料を調査したが届出・保険料納付については不明であるが、当時は本人の希望により厚生年金保険に加入しない場合もあったものと推測される。」と回答があった。

また、一緒に勤務したとする同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、申立期間において申立人は国民年金保険料の申請免除期間と記録されている。

B社に係る申立期間②については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によ

り昭和44年12月19日から45年4月9日まで同社G支社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について照会したところ、「当時の厚生年金保険被保険者台帳を保管しているが、申立人の氏名の記載が無いことから厚生年金保険には未加入であったと判断される。」と回答があった。

また、一緒に勤務したとする同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述は得られなかった上、当該同僚も申立期間において厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立期間において申立人は国民年金保険料の納付済期間と記録されている。

C社に係る申立期間③については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から昭和57年5月28日から同年10月24日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について照会したところ、「申立期間当時の給料台帳を保管しており、申立人については申立期間の厚生年金保険料を控除していないことから届出や保険料納付は行っていない。」と回答があった。

また、申立期間において申立人は国民年金保険料の納付済期間と記録されている。

D社に係る申立期間④については、申立人は「当該事業所はC社と同じ場所にあり、両方の事業所に併せて3年間くらい勤務した。」と主張しているが、同社H支店に照会したところ、同社本社から回答があり、申立人に係る記録が無いことから届出や保険料納付については不明としている。

また、申立人は、昭和58年5月19日から同年10月25日までの期間及び59年4月26日から60年3月29日までの期間はC社で雇用保険の被保険者となっていること、また、同社の担当者は、「申立期間当時から現在においても当社の従業員をD社に派遣することがある。」と供述していることから、申立人は同社の従業員としてD社に派遣されていた可能性がある。

さらに、申立期間④のうち、昭和57年11月5日から58年4月25日までの期間及び同年11月15日から59年4月18日までの期間は、申立人は別の複数の事業所において雇用保険被保険者記録があることが確認できる。

加えて、申立期間において申立人は国民年金保険料の納付済期間と記録されている。

E社に係る申立期間⑤については、申立人の供述からI社J工場であると判断されるところ、同工場は既に閉鎖されていることからグループ会社の本社であるK社に申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について照会したが、「当グループ会社において厚生年金保険に加入した場合はL厚生年金基金にも加入すること

になるが、申立人の基金の加入記録は見当たらないことから厚生年金保険には未加入と思われる。」と回答があった。

また、当該期間内に申立人は他の事業所において雇用保険被保険者記録があることが確認できる。

さらに、申立期間において、申立人は国民年金保険料の納付済期間と記録されている。

F社に係る申立期間⑥及び⑦については、同社は平成 15 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について照会したが、「申立期間当時の資料が保管されていないことから不明である。」と回答があった。

また、M町役場の記録によると、申立期間⑥及び⑦において、申立人は国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が一緒に勤務したとする同僚は、申立期間は国民年金保険料の納付済期間と記録されており、いずれの者も当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①から⑦までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 857

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 25 日から 41 年 1 月 30 日まで
平成 21 年に社会保険事務所（当時）に行った際に、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。手続などは一切していないので、申立期間を年金として受け取れるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 18 日後の昭和 41 年 2 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。